

財務省告示第百十六号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第
四項に規定する同法第二条第一号の入出力装置を設置する税関の件（平成十一年十月大蔵省告示第三
百一号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日

財務大臣 尾身 幸次

第六号を次のように改める。

六 門司税関博多税関支署福岡外郵出張所